

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年2月4日(月)発行

No.315

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

社会保険料の滞納で 約束していない納付誓約に抗議



1月10日(木)、元会員のAさんから「年金事務所から約束していない金額の書かれた『納付誓約書』と『来所通知書』が届いた」と連絡がありました。

23日(水)夜、井浪、大谷両副会長と事務局でこれまでの経過と今後の対策について相談し、民商に再入会しました。

Aさんはこの間、半年に一度、納付計画について年金事務所の担当者と相談し、毎月発生する社会保険料に加え、過去の延滞金を納期限までに納付してきました。

ところが、今回送られてきた「納付誓約書」には鉛筆で毎月50万円と下書きされており、Aさんは「こんな金額で約束していない。毎月支払える額ではない」と怒りが収まりません。

1月25日(金)に事務局が同行し、Aさんは「毎月厳し

禰屋町子さんに無罪判決を

禰屋さん逮捕から5年目の1月21日、倉敷市で「倉敷民商弾圧事件裁判勝利をめざす全国交流集会」が開かれ、北海道から鹿児島まで全国から250人が集まりました。

「無罪を勝ち取る愛知の会」から17人、北部民商松原事務局長もそのうちの一人として参加。

「全国32都道府県で支援組織が結成、戦争法、秘密保護法、共謀罪がつくられるも、たまたかってこそ、民主主義は守られるという確信を広げよう」「昨年1月12日に、広島高裁岡山支部で『原判決取り消し、差し戻し』、1月26日には検察庁が『最高裁への上告を断念する』画期的な成果を得た。その後の事前協議のなかで、検察は立証計画も出せず、公訴取り消しを示唆されるも、公訴を取り下げるつもりはないと回答したことが報告されました。(その後、検察は立証計画を提出) 弁護団から、「そもそも脱税事案ではない」とを、パワーポイントも使って説明。I建設の申告は、「施工主からの最終入金日で売上高計上したことによる期ずれ」や「在庫処理」の問題で、脱税したならばあるはずの「たまり」(金銭など)も無く修正申告で処理すべき案件で脱税ではない、よって『幫助(ほうじょ)』もあり得ないことがよくわかりました。

「中小業者のために頑張っている民商に対するこんな弾圧は許せない」と尽力している熱気を感じ、民商としてもつと訴えを広げねばと思いました。

禰屋さんは「取り調べで脱税を認めると言われ続け、黙秘しました。弁護士以外には家族にも会えず、冷暖房のない三畳の独房に428日間も。民商の仲間や支援してくる皆さんのために負けるべきではないとがんばりました。私は無実です」と力強く発言。

集会後は、白壁が続く美観地区を巡ってデモ行進をおこないました。この春の運動のなかでも「無罪判決を出すことを求める署名」をたくさん集め、民主主義を封じようとする弾圧は許さないとの世論を大きく広げましょう。

い中やりくりしているのに、一方的な対応は許せない」と、担当者に抗議しました。

今回の納付誓約書を作成した職員から別の職員に担当が代わり、「毎月50万円はあくまで『お願い』で、強制ではありません」と弁解。今後の納付額について、改めて相談することになりました。

青色決算、譲渡所得、住宅取得特別控除の申告などの相談会

平成30年中に不動産を売却した方や株式の取引などをした方は所得税の確定申告と併せて「譲渡所得等」の確定申告をしなければなりません。また、平成30年中に住宅を購入した方で「住宅取得特別控除」の適用を受ける場合は、確定申告が必要です。

青色決算、譲渡などの「特別相談会」を開催します。事前に予約の上、ご参加ください。

日時：2月20日(水)

午前10時～午後4時

場所：民商事務所・3階



＝倉敷民商弾圧事件、全国交流集会＝

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

